

台風16号の被害による電話料金等の取り扱いについて

このたびの「台風16号」により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

NTT西日本鹿児島支店(支店長 中島 馨生)は、このたびの台風16号の影響により、被災されたお客様の電話料金等の取り扱いを次のとおりとします。

1. 電話料金等の取り扱い

(1)このたびの被災による建物損壊、及び弊社通信ケーブル切断等で加入電話サービスが利用できない状態が連続して24時間以上に亘ったお客様^{※1}について、24時間ごとの日数を算出し、その日数に対応する電話サービスの基本料金等^{※2}をいただかないこととします。

※1 電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したお客様

※2 回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料

(2)災害救助法が適用された大島郡与論町を対象として、加入電話のご利用料金を請求書に応じて金融機関等の窓口でお支払いただいているお客様について、電話料金等の支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月延長いたします。^{※3}

※3 口座振替・クレジットカード支払のお客様については、対象外とさせていただきます。

2. 移転工事料金の取り扱い

このたびの被災による建物損壊によって、仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を無料とします。

※ 元の居住地に戻る等、再度の移転工事料金は必要となります。

3. 電話以外の電気通信サービスの取り扱い

加入電話サービスに準じた取り扱いとします。

4. 本件に関するお問合せ先

局番なしの「116」

※携帯電話・PHSからは0800-2000-116

受付時間:午前9時～午後5時／土曜、日曜、祝日も受付(12/29～1/3除く)

(NTT西日本エリア以外からはご利用になれません)